



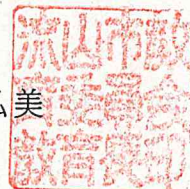
第4号様式

流教指第2145号

令和5年5月10日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年2月16日付け、流監第122号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号		令和5年2月16日・流監第122号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部指導課	意見	請書の受領に際し、仕様書が未添付であるなどの事案があった。仕様書の添付を求めるよう課内周知されたい。	規定に基づく適正な事務処理を行うために、わかりやすい事務フローやチェックシートを作成する。年度の最初の打ち合わせで確認し、課内で事務処理について共有する。執務スケジュールに基づいて、担当者が作成し、副担当者、係長、課長の複数で確認し、適切に事務処理を進める。
学校教育部指導課	意見	随意契約に際し徴すべき見積書数に不足が生じているものがあった。規則等に基づく適正な事務執行に努められたい。	規定に基づく適正な事務処理を行うために、わかりやすい事務フローやチェックシートを作成する。年度の最初の打ち合わせで確認し、課内で事務処理について共有する。執務スケジュールに基づいて、担当者が作成し、副担当者、係長、課長の複数で確認し、適切に事務処理を進める。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。